

IC カード乗車券取扱規則に関する特約新旧対照表

旧	新
本則 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この特約は、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）が、「IC カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイル PASMO _____ を使用した乗車券等（以下「モバイル IC 乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 (適用範囲) 第 2 条 (略) 2 モバイル IC 乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC 規則、株式会社パスモの定める PASMO 取扱規則、同 PASMO 取扱規則に関する特約、同 PASMO 電子マネー取扱規則、同オートチャージ取扱規則、同モバイル PASMO _____ 会員規約（以下「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイル IC 乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。 (用語の意義) 第 4 条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 「モバイル IC 定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイル PASMO _____ に付加したモバイル IC 乗車券をいう。 (3) (略) (4) 「携帯情報端末」とは、モバイル PASMO が発行された携帯情報端末 _____	本則 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この特約は、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）が、「IC カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイル PASMO <u>および Apple Pay の PASMO</u> を使用した乗車券等（以下「モバイル IC 乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 (適用範囲) 第 2 条 (略) 2 モバイル IC 乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC 規則、株式会社パスモの定める PASMO 取扱規則、同 PASMO 取扱規則に関する特約、同 PASMO 電子マネー取扱規則、同オートチャージ取扱規則、同モバイル PASMO <u>及び Apple Pay の PASMO</u> 会員規約（以下「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイル IC 乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。 (用語の意義) 第 4 条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 「モバイル IC 定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイル PASMO <u>および Apple Pay の PASMO</u> に付加したモバイル IC 乗車券をいう。 (3) (略) (4) 「<u>携帯情報端末等</u>」とは、モバイル PASMO が発行された携帯情報端末 _____

_____をいう。

- (5) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイル PASMO _____のコールセンターをいう。

2 (略)

(契約の成立)

第 5 条 (略)

2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加された PASMO カード内の情報を、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイル PASMO _____に移動させ発行替えを行ったときは、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。

4 (略)

(使用方法)

第 6 条 (略)

2 (略)

(新設)

- 3 携帯情報端末の故障および電池切れ等により、モバイル IC 乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

第 2 章 発売

(モバイル IC 定期乗車券等の発売)

- 第 10 条 旅客がモバイル PASMO _____に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、

および Apple Pay の PASMO が発行された特定携帯情報端末をいう。

- (5) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイル PASMO および Apple Pay の PASMO のコールセンターをいう。

2 (略)

(契約の成立)

第 5 条 (略)

2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加された PASMO カード内の情報を、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイル PASMO および Apple Pay の PASMO に移動させ発行替えを行ったときは、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。

4 (略)

(使用方法)

第 6 条 (略)

2 (略)

- 3 Apple Pay の PASMO をモバイル IC 乗車券として使用する場合、使用の都度、旅客は特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設定を行っている場合は、これを省略することができる。

- 4 携帯情報端末等の故障および電池切れ等により、モバイル IC 乗車券が使用できなくなった場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を収受する。

第 2 章 発売

(モバイル IC 定期乗車券等の発売)

- 第 10 条 旅客がモバイル PASMO および Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、

定期乗車券の購入に必要な事項等を入力のうち旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。

なお、会員規約の定めによる会員登録および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイル PASMO

_____に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 7 日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうえ、通学証明書の本通または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとをあわせてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。

(1)～(4) (略)

3 前各項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経由および発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル PASMO _____の画面および会員メニューにより確認することができる。

4～7 (略)

8 モバイル PASMO

_____へ企画乗車券の発売は行わない。

(発行替え)

第 11 条 (略)

2・3 (略)

(新設)

定期乗車券の購入に必要な事項等を入力のうち旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。

なお、会員規約の定めによる会員登録および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイル PASMO および Apple Pay の PASMO

_____に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 7 日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうえ、通学証明書の本通または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとをあわせてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。

(1)～(4) (略)

3 前各項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経由および発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル PASMO および Apple Pay の PASMOの画面および会員メニューにより確認することができる。

4～7 (略)

8 モバイル PASMO および Apple Pay の PASMO

_____へ企画乗車券の発売は行わない。

(モバイル PASMO の発行替え)

第 11 条 (略)

2・3 (略)

(Apple Pay の PASMO の発行替え)

第 11 条の 2 PASMO カードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより取り扱う。このとき、移行後の PASMO カードの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取り扱うことができない。

(モバイル IC 定期乗車券の区間変更)

第 12 条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

第 3 章 効力

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第 17 条 携帯情報端末を紛失、故障または機種変更をした場合は、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、再発行の取扱いを行う。

2・3 (略)

(1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 PASMO

(2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券

(3) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加された IC 定期乗車券

(4) 小児用 PASMO および一体型 PASMO

(5) 企画乗車券および別に定める乗車にかかる証票の機能が付加されている PASMO

(6) 有効なバス一日乗車券の機能が付加されている PASMO

(7) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO

(8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay の PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(モバイル IC 定期乗車券の区間変更)

第 12 条 (略)

2 (略)

3 PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のある PASMO カードの情報をモバイル PASMO および Apple Pay の PASMO に発行替えを行ったのちに当該モバイル IC 定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取り扱う。

4 (略)

5 (略)

第 3 章 効力

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第 17 条 携帯情報端末等を紛失、故障または機種変更をした場合は、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、再発行の取扱いを行う。

2・3 (略)

(免責事項)

第 18 条 (略)

2 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払い戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイル PASMO _____を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイル IC 乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第 11 条 _____に定める発行替えおよび第 17 条に定める携帯情報端末の紛失、故障または機種変更に伴うモバイル IC 乗車券の再発行により、PASMO ID 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(払い戻し)

第 19 条 モバイル PASMO _____が不要となった場合は、PASMO 取扱規則に関する特約等の定めにより払い戻しを行う。

(モバイル IC 定期乗車券の払い戻し)

第 20 条 モバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO 取扱規則に関する特約に定めるモバイル PASMO アプリ、_____会員メニューの操作またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払い戻しを行う。このときの払い戻し額は、旅客営業規則の定めるところによる。

2・3 (略)

(新設)

(免責事項)

第 18 条 (略)

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払い戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイル PASMO または Apple Pay の PASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイル IC 乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第 11 条および第 11 条の 2に定める発行替えならびに第 17 条に定める携帯情報端末等の紛失、故障または機種変更に伴うモバイル IC 乗車券の再発行により、PASMO ID 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(払い戻し)

第 19 条 モバイル PASMO および Apple Pay の PASMOが不要となった場合は、PASMO 取扱規則に関する特約等の定めにより払い戻しを行う。

(モバイル IC 定期乗車券の払い戻し)

第 20 条 モバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO 取扱規則に関する特約に定めるモバイル PASMO アプリ、PASMO アプリケーション、会員メニューの操作またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払い戻しを行う。このときの払い戻し額は、旅客営業規則の定めるところによる。

2・3 (略)

4 第 11 条の 2 による方法で発行替えを行った Apple Pay の PASMO の払い戻しを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第 1 項により取り扱う。ただし、当該払い戻しによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。

4 前各項により、モバイル PASMO アプリ _____ または会員メニューから、会員自らがモバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払い戻し操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払い戻しが請求されたものとする。

また、サポートセンターによる払い戻し手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払い戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払い戻しが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払い戻し操作を行うものとする。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

5 前各項により、モバイル PASMO アプリ PASMO アプリケーション または会員メニューから、会員自らがモバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払い戻し操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払い戻しが請求されたものとする。

また、サポートセンターによる払い戻し手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払い戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払い戻しが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払い戻し操作を行うものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)